

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定によつて、次のとおり肥料を登録した。

令和四年二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
広島県第一二〇四号	副産石灰肥料	かきがら石灰	アルカリ分 四五・〇	含有を許される有害成分の最大量の欄及びその他の制限事項の欄に掲げる規格のとおり	株式会社オクト 栃木県栃木市 沼和田町五番 四一号	令和三年一〇月二二日
広島県第一二〇五号	副産石灰肥料	かきがら石灰	アルカリ分 四五・〇	含有を許される有害成分の最大量の欄及びその他の制限事項の欄に掲げる規格のとおり	協和株式会社 栃木県佐野市 築地町五番一 一号	令和三年一月一二日
広島県第一二〇六号	魚かす粉末	魚粕	窒素全量 一〇・二 リン酸全量 四・〇六	該当なし	尾道海産株式会社 広島県尾道市 高須町四八六 五番地二三	令和三年二月二一日